

史室 58
村さんり
納さよ
恩編だ

戦争編編さんにあたっての入手資料

―「留守名簿」から見えるもの(2)―

(前回九月号からのつづき)

前回ご案内しましたが、琉球政府援護課「沖縄戦に於ける部隊所在表 防衛召集概況一覧表」によると、恩納村出身者で最も多く防衛隊として召集されたのは第三十二野戦兵器廠で、中城

市村名	人数	集合場所
恩納村	200	恩納校
那覇市	50	南風原
中城村	200	浦添校
北谷村	30	北玉校
宜野湾村	100	浦添校

表1) 第三十二野戦兵器廠防衛召集一覧表

※『防衛召集概況一覧表(琉球政府社会局) 援護課調査係』をもとに作成

村と同じく二〇〇名が召集されました。戦後作成された部隊の史実資料においては、八五〇名が入隊したとされ、恩納村出身者が約四分の一を占めています。

ちなみに一般的用語としてよく使われる防衛隊という部隊は実際には存在せず、防衛召集という手続きで軍人にされた人達の通称です。防衛召集された兵士はほかの兵士と別にまとめられていた場合が多く、特設警備中隊や特設警備工兵隊などのようにほとんどが防衛召集者で成り立っていた部隊もあり、こつしたことから防衛隊という呼び方が一般化したとみられます。

第三十二野戦兵器廠留守名簿上の年齢構成をみると表2のようになります。この二四三名の人数は留守名簿上の記録になり、別の資料でさらに確認する必要がありますが、召集の状況をつかむ上で貴重な資料と考えられます。

一九四四年十月の防衛召集規則の改正により、

十七歳から四十五歳までが防衛召集可能となりました。召集された人達の中で十代は約二六%と全体の四分の一を占めています。その中には十七歳に達していなかった人達が

七名います。十四歳以上の者は志願という形で第二国民兵という形で編入され、第二国民兵から防衛召集することが可能となっていました。『第二国民兵役編入願』という書類の提出が条件でした。この書類には、本人、戸主、親権者または後見人の氏名、印、さらに市町村長の願書に奥書証印が必要

です。この十七歳未満の七名の人達に実際にこの書類が作成されたかどうかは不明です。

証言をしていた伊波得全(当時十六歳)さんは召集後、南風原での名簿照合で、「お前は どうしてここへ来たんだ」といわれました。「召集令状がきたので入隊することになった」と弁

年代	10代	20代	30代	40代	50代	生年不明	計
召集(名)	37*	23	46	35	1	1	143

表2) 第三十二野戦兵器廠留守名簿にもとづく召集状況

※10代は召集年限に達しない17歳未満の7名を含む